

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

役員及び評議員の費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人示現流東郷財団（以下「本財団」という。）定款第16条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(費用の支給)

第3条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、その実費について、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第4条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める費用の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。